

ハートファームご利用手引き

この「ご利用のてびき」は、利用者の皆さんが楽しく野菜作りをしながら気持ちよくハートファームを利用していただくために作成しています。

内容をよくお読みの上記載されているルールを守って、近隣の方や他の利用者に迷惑をかけないように利用しましょう。

1.区画を利用できる方

利用承諾を受けた方とその世帯の方が利用できます。また、利用承諾を受けた方に同伴して来られた方についても耕作の手伝いなどをすることができます。

2.利用期間・利用時間

(1) 利用期間は、申込書に記載されている期間です。

(2) 利用時間は、「日の出」から「日の入り」までです。

農園使用時間の表記をお願い致します。(来た時間、帰る時間表記)

※時間にかかわらず、農園内での話し声や物音で近隣の方の迷惑にならないよう注意してください。

3.利用区画

(1) 申込書で契約した区画で耕作してください。

(2) 利用者同士で区画を変更することはできません。

(3) 世帯員以外の方に利用区画を譲渡または転貸することはできません。

4.貸出農具の使用

(1) 数に限りがあるのでゆすり合って使用してください。

(2) 使用後は、区画内で泥をおとしてから水洗いし、所定の位置に戻してください。

(3) ハートファームから持ち出さないでください。

(4) 農具が壊れた時は、ソトエ(0532-39-5970)まで連絡してください。

(5) ハウスには個人の農具等は置かないでください。

5.水道

泥や野菜のくすなどで排水溝が詰まって故障してしまう恐れがあるため、必ず次の点を守って水道を使用してください。

- (1) 農園利用時の手洗い及び農具洗い専用です。
- (2) 農具を洗う時は、区画内で泥を落としてから洗ってください。
- (3) 節水にご協力ください。

6.農園をきれいに保つために

- (1) 利用している区画及び区画周辺の雑草はすみやかに除草してください。雑草を繁茂させると、病虫害の発生原因となり、付近の区画を利用している方に迷惑となります。夏場は特に利用回数を増やすなどして、頻繁に除草してください。
- (2) 持ち込みから出たごみはお持ち帰りください。
- (3) 通路や駐車場、ハウスなどに個人の資材や椅子などは置かないでください。

7.農作業について

- (1) 区画の周囲をネットや柵などで囲うことはできません。
- (2) 農園内で肥料を作ることはできません
- (3) 除草剤を使用することはできません。
- (4) 種まきや苗を植える時は区画外周から30cm程度離して隣の区画や通路などにはみ出さないように注意してください。
- (5) 支柱やネットを使う作物や背が高くなる作物は区画中心で栽培するなど、他の区画に日陰を作る等の影響が及ばないようにご配慮ください。

禁止行為

- (1) ハートファームが提供する種、苗、肥料などの農作物以外の栽培及び使用は禁止です。
- (2) 営利目的で農作物を栽培すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 農園内で喫煙すること。
- (5) 農園内で飲酒すること。
- (6) 農園利用に必要なもの(プランター、植木鉢、ブロック、石など)を搬入すること。
- (7) 耕土を搬出すること。
- (8) 利用区画以外で耕作すること。
- (9) ほかの区画に立ち入ること。
- (10) 利用の権利を譲渡し、又は転貸をすること。
- (11) 管理上支障があると認められる行為。

9.区画を利用できる方

- (1) 自動車や自転車は所定の位置に置き、通路や周辺道路には置かないでください。
- (2) 他の利用者や近隣住民の迷惑となるような騒音・振動・臭い等出さないでください。

10.ご利用の辞退

初年度の途中解約は違約金が発生いたします。

解約をするときは、3ヵ月前までに解約申請書を提出してください。

ご利用を辞退される方は満了日までに原状回復してください。

11.利用承諾取り消し

(1) 次のいずれかに該当するときは、利用の承諾を取り消します。

- ① 利用の目的又は条件に違反したとき。
- ② 正当な理由なく耕作しないとき。
- ③ 賃料を納付期限までに納付しないとき。
- ④ この利用手引きの内容に違反したとき。

※取り消しを通知された場合は、すみやかに原状回復してください。

(2) 原状回復にあたっては次の点を必ず守ってください。

- ① 作物や資材、雑草などを片付けて更地に戻してください。
- ② 片付けで発生した貸出資材は所定の位置に戻し、ゴミなどは自宅に持ち帰って処分してください。